

第4編 原子力災害対策編

目 次

第4編 原子力災害対策編

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第1 大崎市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	1
第2 大崎市における他の災害対策との関係	1
第3節 計画の周知徹底	1
第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	1
第5節 計画の基礎とするべき災害の想定	2
第1 原子力発電所の原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態	2
第2 過酷事故等により想定される原子力災害の影響	2
第3 緊急事態における判断基準	3
第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	3
第7節 防災関係機関等の事務又は業務の大綱	4
第8節 関係機関による応援協力	9
第9節 原子力防災体制等の整備	9
第2章 原子力災害事前対策	10
第1節 基本方針	10
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え	10
第3節 情報の収集・連絡体制等の整備	11
第1 情報の収集・連絡体制の整備	11
第2 情報の分析整理	12
第3 通信手段・経路の多様化	13
第4節 緊急事態応急体制の整備	15
第1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備	15
第2 災害対策本部体制等の整備	15
第3 長期化に備えた動員体制の整備	15
第4 防災関係機関相互の連携体制	15
第5 自衛隊との連携体制	15
第6 応援要請等に基づく受入れ体制	16
第7 モニタリング体制等	17
第8 複合災害に備えた体制の整備	17
第9 人材及び防災資機材の確保等に係る連携	17
第5節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	18

第1	情報項目の整備	18
第2	情報伝達手段の整備	18
第3	住民相談窓口の設置等	18
第4	要配慮者等への情報伝達体制の整備	18
第5	多様なメディアの活用体制の整備	18
第6節	避難収容活動体制の整備	19
第1	避難計画の作成	19
第2	避難場所等の整備	19
第3	要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備	20
第4	学校等施設における避難計画の整備	21
第5	不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の整備	21
第6	住民等の避難状況の確認体制の整備	21
第7	居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備	21
第8	警戒区域を設定する場合の計画の策定	22
第9	避難場所・避難方法等の周知	22
第7節	緊急輸送活動体制の整備	22
第1	専門家の移送体制の整備	22
第2	緊急輸送路の確保体制等の整備	22
第8節	救助・救急，医療体制等の整備	22
第9節	物資の調達，供給活動	23
第10節	行政機関の業務継続計画の策定	23
第11節	原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信	24
第12節	防災業務関係者の人材育成	25
第13節	防災訓練等の実施	26
第1	訓練計画の策定等	26
第2	訓練の実施	26
第3	実践的な訓練の実施と事後評価	26
第14節	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	27
第15節	災害復旧への備え	27
第3章	緊急事態応急対策	28
第1節	基本方針	28
第2節	情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び通信の確保	28
第1	特定事象等発生情報等の連絡	28
第2	応急対策活動情報の連絡	28
第3	一般回線が使用できない場合の対処	28

第4	放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	28
第3節	活動体制の確立	29
第1	市の活動体制	29
第2	専門家の派遣要請	30
第3	応援要請及び職員の派遣要請等	30
第4	自衛隊の派遣要請等	31
第5	原子力被災者生活支援チームとの連携	31
第6	防災業務関係者の安全確保	31
第4節	住民等への的確な情報伝達活動	32
第1	住民等への情報伝達活動	32
第2	住民等からの問い合わせに対する対応	33
第3	広報及び指示伝達	34
第5節	屋内退避、避難収容等の防護活動	34
第1	屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施	34
第2	避難所	35
第3	広域一時滞在	36
第4	安定ヨウ素剤の予防服用	36
第5	要配慮者等への配慮	36
第6	学校等施設における避難措置	37
第7	不特定多数の者が利用する施設における避難措置	37
第8	警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置	37
第9	飲食物、生活必需品等の供給	37
第10	退避等の指示	37
第11	退避等の方法	38
第12	周辺市町村への避難	39
第13	他市町村からの避難者の受入れ	39
第14	退避等の誘導	39
第15	立入制限等の措置	40
第16	治安の確保等	40
第17	火災の予防	40
第18	飲食物の摂取制限等	40
第6節	緊急輸送活動	41
第1	緊急輸送活動	41
第2	緊急輸送のための交通確保	41
第7節	救助・救急、消火及び医療活動	42

第 1	救助・救急及び消火活動	42
第 2	医療措置	42
第 8 節	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策	43
第 1	当該運搬を委託した原子力事業者のとりべき措置	43
第 2	市のとりべき措置	43
第 9 節	自発的支援の受入れ等	44
第 1	ボランティアの受入れ	44
第 2	国民等からの義えん物資、義えん金の受入れ	44
第 10 節	行政機関の業務継続に係る措置	44
第 4 章	原子力災害中長期対策	45
第 1 節	基本方針	45
第 2 節	緊急事態解除宣言後の対応	45
第 3 節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	45
第 4 節	放射性物質による環境汚染への対処	45
第 5 節	各種制限措置の解除	45
第 6 節	災害地域住民に係る記録等の作成	46
第 1	災害地域住民の記録	46
第 2	災害対策措置状況の記録	46
第 7 節	被災者等の生活再建等の支援	46
第 8 節	風評被害等の影響の軽減	46
第 9 節	被災中小企業等に対する支援	46
第 10 節	心身の健康相談体制の整備	47

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の経験から、東北電力株式会社女川原子力発電所に事故が発生した場合には広域に影響が及ぶ可能性があるという認識に立ち、原子力災害が発生した際の放射性物質の影響に対する大崎市民等の安全・安心を確保することを目的とする。

第2節 計画の性格

第1 大崎市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、大崎市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び県の地域防災計画（原子力災害対策編）を参考に作成したものである。今後、国、宮城県の指針や計画の見直しを踏まえ、随時、見直しを行うものである。

第2 大崎市における他の災害対策との関係

この計画は、「大崎市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「大崎市地域防災計画（震災対策編，風水害等対策編）」によるものとする。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

大崎市地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守するものとする。

第5節 計画の基礎とすべき災害の想定

県内には女川町に「東北電力株式会社女川原子力発電所」が所在し、市境から最も近い距離で約34kmの位置関係にある。

大崎市は、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」において規定する「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）」（原子力施設から30km以内）には含まれないが、平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質が防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲より広範囲に拡散し、市民生活や産業に大きな影響を及ぼしている。

これを踏まえ、原子力発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態並びに想定される原子力災害の形態は、過酷事故等を含むものとする。

第1 原子力発電所の原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

過酷事故等において周辺環境に異常に放出され広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、エアロゾル（気体中に浮遊する微粒子）に含まれ拡散するセシウム等がある。

放出されたこれらは、プルーム（気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団）となり風下方向に移動するが、移動距離が長くなるにしたがって、拡散により濃度が低下するものの、特に降雪がある場合には地表に沈着し長期間留まる可能性が高いため、原子力発電所の状況を正確に把握し、放出された際の化学形態等を把握することが重要となる。

第2 過酷事故等により想定される原子力災害の影響

原子力発電所の過酷事故等による原子力災害は、人体に対しては原子力発電所の原子炉施設から放出される放射性物質及び放射線による被ばくによるものであり、適切な措置により被ばくの低減化を図ることにより被害の拡大を防止する必要がある。

1 放射性物質及び放射線による被ばく

- (1) 外部被ばくは、体外から放射線を受ける場合の被ばくであり、主に原子力発電所の原子炉施設から放出される放射性プルーム及び地表に沈着等した放射性物質からのガンマ線によって生じる。
- (2) 内部被ばくは、吸入、経口摂取等によって体内に取り込んだ放射性物質が生体の各所に沈着し、体内組織（甲状腺、肺、骨、胃腸等）が放射線を受ける場合の被ばくであり、主に電離効果の高いアルファ線及びベータ線によって生じる。

2 被ばくの低減化措置

- (1) 放射性プルーム及び地表に沈着等した放射性物質による外部被ばくは、その放射性物質の濃度及び放射性プルームによる影響の継続時間に比例する。このため、放射性プルーム及び地表に沈着等した放射性物質による被ばくを低減化する措置としては、気密性の高い場所への移動、放射線の遮へい効果の高い場所への退避及び放出源からの風下軸から遠ざかることが有効

である。この際、その地域のその時期における卓越した風向き等を考慮し、風下軸からある幅を持った範囲の住民等に対して措置を講じることが重要となる。

- (2) 飲食物の経口摂取等による内部被ばくに対しては、周辺住民等が汚染された飲食物を摂取するまでには通常時間的余裕があるため、その間に飲食物中の放射性物質の濃度を定量し、摂取制限等の対策を講じることが重要となる。

第3 緊急事態における判断基準

緊急事態の初期対応段階では、迅速な意思決定ができるよう、緊急事態の区分など以下の判断基準に基づき意思決定を行う。

1 緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）

初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実に開始するための判断基準で、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で設定する。

2 運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）

環境への放射性物質放出後、主に、確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準で、放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で設定する。

第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

国の原子力災害対策指針では、「プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA：Plume Protection Planning Area）」について今後の検討課題となっている。

本市において、防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、今後、原子力災害対策指針の改正に基づき定めるPPAとする。

第7節 防災関係機関等の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市町村、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関等が処理すべき事務又は業務の大綱は、大崎市地域防災計画第1編第2節に定める「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

1 大崎市

機関名	処理すべき事務又は業務大綱
大崎市	(1) 通信連絡設備の整備に関すること。 (2) 防災対策資料の整備に関すること。 (3) 防護資機材の整備に関すること。 (4) 住民等に対する情報連絡設備の整備に関すること。 (5) 防災業務関係者に対する教育に関すること。 (6) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 (7) 原子力防災訓練の実施に関すること。 (8) 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。 (9) 警戒本部の設置・運営に関すること。 (10) 災害対策本部の設置・運営に関すること。 (11) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。 (12) 緊急時モニタリングに対する協力に関すること。 (13) 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物等の摂取制限等に関すること。 (14) 緊急輸送及び必需物資の調達に関すること。 (15) 緊急時医療活動に対する協力に関すること。 (16) 放射性物質の除去及び除染作業に対する協力に関すること。 (17) 各種制限措置等の解除に関すること。 (18) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること。

2 大崎地域広域行政事務組合

機関名	処理すべき事務又は業務大綱
大崎地域広域行政事務組合消防本部	(1) 住民等に対する広報に関すること。 (2) 住民の退避等の誘導に関すること。 (3) 一般傷病者の救急搬送に関すること。 (4) 被ばく者の救急搬送に関すること。 (5) 防護対策を講ずべき区域の消防対策に関すること。 (6) 関係消防本部との連絡調整に関すること。

3 県

機関名	処理すべき事務又は業務大綱
宮城県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 通信体制の整備・強化に関する事。 (2) 防災対策資料の整備に関する事。 (3) 防護資機材の整備に関する事。 (4) 環境モニタリング設備・機器類の整備に関する事。 (5) 緊急時医療設備等の整備に関する事。 (6) 防災業務関係者に対する教育に関する事。 (7) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関する事。 (8) 原子力防災訓練の実施に関する事。 (9) 事故状況等の把握及び通報連絡に関する事。 (10) 警戒本部の設置・運営に関する事。 (11) 宮城県災害対策本部の設置・運営に関する事。 (12) 自衛隊の派遣要請に関する事。 (13) 住民等に対する広報及び指示伝達に関する事。 (14) 緊急時モニタリングに関する事。 (15) 住民等の退避，避難及び立入制限並びに飲食物等の摂取制限等に関する事。 (16) 緊急輸送及び必需物資の調達に関する事。 (17) 緊急時医療措置に関する事。 (18) 放射性汚染物の除去及び除染に関する事。 (19) 各種制限措置の解除に関する事。 (20) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関する事。 (21) 関係市町の原子力防災対策に対する指示，指導及び助言に関する事。 (22) 原子力災害合同対策協議会の運営への協力に関する事。

4 県警察本部

機関名	処理すべき事務又は業務大綱
宮城県警察本部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防護対策を講ずべき区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関する事。 (2) 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関する事。 (3) 立入り等の制限措置及び解除に関する事。

5 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務大綱
東北管区警察局	(1) 災害状況の把握と報告連絡に関すること。 (2) 警察官及び災害関係装備品の受・支援調整に関すること。 (3) 関係職員の派遣に関すること。 (4) 関係機関等との連絡調整に関すること。
東北財務局	(1) 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること。 (2) 地方公共団体に対する災害融資に関すること。 (3) 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること。 (4) 財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に関すること。
東北厚生局	(1) 災害状況の情報収集と通報に関すること。 (2) 関係職員の派遣に関すること。 (3) 関係機関等との連絡調整に関すること。
東北農政局	(1) 農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。 (2) 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること。 (3) 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。
東北森林管理局 宮城北部森林管理署	林産物の汚染対策の指導に関すること。
東北地方環境事務所	(1) 災害状況の把握と報告連絡に関すること。 (2) 関係職員の派遣に関すること。 (3) 関係機関等との連絡調整に関すること。
東北運輸局	陸上輸送機関との連絡調整に関すること。
仙台管区气象台	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。
東北総合通信局	電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関すること。
宮城労働局	労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。
東北地方整備局 仙台河川国道事務所 (古川国道維持出張所) (鳴子国道維持出張所)	一般国道指定区間の道路管理に関すること。

6 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務大綱
陸上自衛隊 第22即応機動連隊	(1) 災害応急救援活動に関する事。 (2) 海上及び空からの緊急時モニタリングに対する協力に関する事。

7 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務大綱
東日本電信電話株式会社 宮城事業部	通信の確保に関する事。
日本赤十字社宮城県支部 (大崎市地区)	(1) 医療要員の派遣に関する事。 (2) 義援金品の募集及び配分に関する事。
日本放送協会仙台放送局	(1) 原子力防災に係る知識の普及に関する事。 (2) 災害情報及び各種指示等の伝達に関する事。
東日本旅客鉄道株式会社 仙台支社(古川駅)	救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。
株式会社ミヤコーバス (古川営業所)	救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。
東日本高速道路株式会社 東北支社(仙台管理事務所)	高速道路の交通確保に関する事。
日本通運株式会社古川支店	救助物資の輸送の協力に関する事。

8 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務大綱
東北放送株式会社 株式会社仙台放送 株式会社宮城テレビ放送 株式会社東日本放送 株式会社エフエム仙台	(1) 原子力に係る知識の普及に関すること。 (2) 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。
社団法人大崎医師会	災害時における医療救護活動に関すること。
社団法人宮城県トラック協会（大崎支部）	災害時における緊急物資のトラック輸送確保に関すること。
東北電力株式会社	(1) 原子力施設の防災管理に関すること。 (2) 関係機関に対する情報の提供に関すること。 (3) 従業員等に対する教育・訓練に関すること。 (4) 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。 (5) 通信連絡設備の整備に関すること。 (6) 緊急時モニタリングに関すること。 (7) 県、関係市町及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。

9 その他公共的団体等

漁業協同組合，農業協同組合等の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は，原子力災害時には，県，関係市町及び防災関係機関が実施する防災対策活動に対し，積極的に協力するものとする。

10 大崎市教育委員会

機関名	処理すべき事務又は業務大綱
大崎市教育委員会	(1) 公立学校に対する放射線等に係る知識の普及及び原子力防災に係る指導等に関すること。 (2) 公立学校児童生徒の安全対策に関すること。 (3) 退避等に係る公立学校施設の提供に関すること。

11 大崎市水道事業

機関名	処理すべき事務又は業務大綱
大崎市上下水道部	飲料水の摂取制限地域に対する給水対策に関すること。

12 宮城県教育委員会

機関名	処理すべき事務又は業務大綱
宮城県教育委員会	(1) 公立学校に対する放射線等に係る知識の普及及び原子力防災に係る指導等に関すること。 (2) 公立学校児童生徒の安全対策に関すること。 (3) 退避等に係る公立学校施設の提供に関すること。

第8節 関係機関による応援協力

原子力防災対策は、一般的な災害に共通又は類似する対策に加えて、その対策に当たって高度かつ専門的な知識を必要とすることから、国の対策と併せて、県や近隣市町村及び関係市町と連携して災害応急対策活動に当たるとともに、防災関係機関等相互の広域にわたる応援協力体制の確立を図るものとする。

第9節 原子力防災体制等の整備

大崎市防災会議は、大崎市地域防災計画〔原子力災害対策編〕を策定するとともに、原子力防災対策の整備推進及び緊急時における効果的な応急対策の実施に関して学識経験者など専門家から助言を得るものとする。

第2章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

- 1 市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
- 2 市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
- 3 市は、避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

第3節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

また、市は、原子力事業者との連携についても検討するものとする。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

1 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして、情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

- (1) 防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先
- (2) 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- (3) 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

2 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

3 情報の収集・連絡に当たる要員の指定

市は、迅速かつ確かな災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図るものとする。

4 非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

- 東北地方非常通信協議会（事務局：東北総合通信局無線通信部陸上課）
〒980-8795 仙台市青葉区本町三丁目2番23号（仙台第2合同庁舎内）
電話番号 022-221-2566

5 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話等の業務用移動通信、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

6 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

第2 情報の分析整理

1 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

2 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

3 防災対策上必要とされる資料

市は、国、県等と連携して応急対策の的確な実施に資するため、以下のような原子力発電所に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、これらを確実に管理するものとする。

また、市は社会環境に関する資料等を災害対策本部設置予定施設に適切に備え付けるものとする。

(1) 原子力発電所に関する資料

- ア 原子力事業者防災業務計画等
- イ 女川原子力発電所施設の状況
- ウ 女川原子力発電所のプラント系統図
- エ 種々の縮尺の原子力発電所周辺地域図

(2) 社会環境に関する資料

- ア 種々の縮尺の周辺地図
- イ 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、要配慮者の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）
- ウ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、ヘリポートの面積等の情報を含む。）
- エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）
- オ 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、身体障がい者援護施設等）に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。）
- カ 緊急被ばく医療施設に関する資料（初期被ばく医療施設、二次被ばく医療施設それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）
- キ 対策拠点施設周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法

- (3) 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料
 - ア 周辺地域の気象資料（過去2年間の周辺観測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）
 - イ 平常時環境放射線モニタリング資料
 - ウ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
 - エ 農林水産物の生産及び出荷状況
- (4) 防災対策に活用する施設、設備、資機材等
 - ア 通信連絡設備等に関する資料
 - イ 広報施設等に関する資料
 - ウ 防護資機材等に関する資料
 - エ モニタリング設備・機器に関する資料
 - オ 医療活動用資機材等に関する資料
- (5) 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料
 - ア 原子力事業者等との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）
 - イ 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表
- (6) 避難に関する資料
 - ア 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）
 - イ 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの）
- (7) 防災対策の実施に関する資料
 - ア 各種協定、規制等に関する資料
 - イ 各種要領、様式等に関する資料
 - ウ 防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者リスト等）

第3 通信手段・経路の多様化

市は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

1 専用回線網の整備

市は、県と連携し、緊急時における通信体制を充実強化するため、専用回線網を整備・維持に努めるものとする。

2 通信手段・経路の多様化

(1) 防災行政無線等の活用

市は、県及び関係市町とともに住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線等の

活用を図るものとする。

(2) 災害に強い伝送路の構築

市は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

(3) 機動性のある緊急通信手段の確保

市は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、地域衛星通信ネットワークの可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。

(4) 災害時優先電話等の活用

市は、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

(5) 通信の混雑防止

市は、移動通信系の運用においては、通信が集中したときの混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、総務省と事前の調整を実施するものとする。

(6) 非常用電源等の確保

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む。）の整備を進めるとともに、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

(7) 保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うこととする。

第4節 緊急事態応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。

第1 警戒体制をとるために必要な体制等の整備

市は、警戒事態に係る原子力規制委員会からの情報提供又は防護措置や協力が必要と認められる場合に係る通報を受けた場合は、速やかに職員の非常招集、情報の収集・連絡が行えるようあらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、事故対策のための警戒体制を取るためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

第2 災害対策本部体制等の整備

市は、特定事象（施設敷地緊急事態）に係る原子力規制委員会からの連絡又は原子力緊急事態宣言の発出（全面緊急事態）若しくは防護措置や協力が必要と認められる場合の通報を受けた場合は、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。また、必要に応じて、現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

また、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制についてあらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

第3 長期化に備えた動員体制の整備

市は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

第4 防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から国、県、自衛隊、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

第5 自衛隊との連携体制

市は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入れ体制の整備等必要な準備

を整えておくよう要求するものとする。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平常時よりその想定を行っておくものとする。

第6 応援要請等に基づく受入れ体制

1 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。

また、市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

なお、広域応援協定等の締結状況は下表のとおりである。

協定締結先	協定内容	協定締結年月日
宮城県、県内全市町村	物資の提供・職員の派遣等	平成16年 7月 26日
東京都台東区	物資の提供・職員の派遣等	平成19年10月20日
北海道当別町	物資の提供・職員の派遣等	平成23年11月 3日
秋田県湯沢市	物資の提供・職員の派遣等	平成23年11月 3日
山形県尾花沢市	物資の提供・職員の派遣等	平成23年11月 3日
山形県遊佐町	物資の提供・職員の派遣等	平成23年11月 3日
山形県最上町	物資の提供・職員の派遣等	平成23年11月 3日
栃木県小山市	物資の提供・職員の派遣等	平成23年11月 3日
兵庫県豊岡市	物資の提供・職員の派遣等	平成23年11月 3日
愛媛県宇和島市	物資の提供・職員の派遣等	平成23年11月 3日
山形県新庄市	物資の提供・職員の派遣等	平成24年 4月12日
山形県酒田市	物資の提供・職員の派遣等	平成24年 4月12日
大阪府田尻町	物資の提供・職員の派遣等	平成25年 6月 1日
山形県大石田町	物資の提供・職員の派遣等	平成28年10月17日
富山県黒部市	物資の提供・職員の派遣等	令和 2年10月 8日

2 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

市は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

第7 モニタリング体制等

市は、県の実施する緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）への要員の派遣等の協力を行うための体制を整備するものとする。

第8 複合災害に備えた体制の整備

市は、国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

第9 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。

第5節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

第1 情報項目の整備

市は、国及び県と連携し、緊急事態の状況に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

第2 情報伝達手段の整備

市は、複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、防災行政無線、広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。

第3 住民相談窓口の設置等

市は、国、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

第4 要配慮者等への情報伝達体制の整備

市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

第5 多様なメディアの活用体制の整備

市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力のもと、コミュニティー放送局、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ、データ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第6節 避難収容活動体制の整備

第1 避難計画の作成

市は、国、県及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画を作成するものとする。

避難先からの更なる非難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とし、地域コミュニティの維持のため、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。

なお、市の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県の調整のもとに計画を作成するものとし、他の市町村からの避難者の受入れ等については、県及び関係市町村と調整の上策定に努めるものとする。

第2 避難場所等の整備

1 避難場所等の整備

市は、地域防災計画で指定している避難場所のうち、避難やスクリーニング等の場所をあらかじめ指定するものとする。

また、市は避難場所の指定に当たっては、風向等の気象条件により避難場所が使用できなくなる可能性を考慮し、必要に応じて国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

なお、避難やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

2 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

市は、県等と連携し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努めるものとする。また、市は、県と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

3 コンクリート屋内退避体制の整備

市は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努めるものとする。

4 広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、必要に応じて他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。また、市は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

5 応急仮設住宅等の整備

市は、国、県、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

6 救助に関する施設等の整備

市は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めるものとする。

7 被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

8 避難場所における設備等の整備

市は、県と連携し、避難場所において、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。

9 物資の備蓄に係る整備

市は、県と連携し、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難場所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。

第3 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

1 市は、県の協力のもと、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦など、災害時要援護者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。

(1) 要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。

(2) 要配慮者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備するものとする。

(3) 避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に一層努めるものとする。

(4) 要配慮者避難支援プラン等の整備に努めるものとする。

- 2 市は、県の協力のもと、要配慮者等及び一時滞在者の避難誘導を行う。また、平時より、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、要配慮者等に関する情報の共有を図るとともに、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図るものとする。また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。なお、市は、県の助言のもと、これらの検討を踏まえ要配慮者等避難支援計画等の整備に努めるものとする。
- 3 病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画の作成に努めるものとする。
- 4 社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画の作成に努めるものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。

第4 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画の作成に努めるものとする。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

第5 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の整備

不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県、市等と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

第6 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難場所以外に避難をする場合があることに留意する。

第7 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備

市は、県の支援のもと、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

第8 警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、国と連携して警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入り等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

第9 避難場所・避難方法等の周知

市は、避難やスクリーニング等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。市は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、緊急事態の状況に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。

第7節 緊急輸送活動体制の整備

第1 専門家の移送体制の整備

市は、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定手続、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

第2 緊急輸送路の確保体制等の整備

市は、市の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。

第8節 救助・救急、医療体制等の整備

- 1 市は、県及び関係機関と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。
- 2 市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。
- 3 市は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第9節 物資の調達，供給活動

- 1 市は，国，県及び原子力事業者と連携し，大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し，孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて，必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し，それらの供給のための計画を定めておくよう努めるものとする。また，備蓄を行うに当たって，大規模な地震が発生した場合には，物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか，物資の性格に応じ，集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに，備蓄拠点を設けるなど，体制の整備に努めるものとする。
- 2 市は，国，県と連携の上，備蓄拠点については，輸送拠点として指定するなど，物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう，あらかじめ体制を整備するものとする。

第10節 行政機関の業務継続計画の策定

市は，災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため，災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから，庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに，業務継続計画の策定時等により，業務継続性の確保を図るものとする。また，実効性ある業務継続体制を確保するため，必要な資源の継続的な確保，定期的な教育・訓練・点検等の実施，訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し，計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第 11 節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

- 1 市は、国、県及び原子力事業者と協力して、住民等に対し、原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。
 - (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
 - (2) 原子力発電所の概要に関すること
 - (3) 原子力災害とその特性に関すること
 - (4) 放射線による健康への影響, モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
 - (5) 緊急時に、市、国及び県等が講じる対策の内容に関すること
 - (6) コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
 - (7) 要配慮者への支援に関すること
 - (8) 緊急時にとるべき行動に関すること
 - (9) 避難所での運営管理、行動等に関すること

- 2 市は、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

- 3 市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

- 4 市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

- 5 市は、国及び県と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるように公開に努めるものとする。

- 6 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、市は、国及び県と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

第 12 節 防災業務関係者の人材育成

1 他機関の行う研修の活用

市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。

2 研修の実施

市は、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図るものとする。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること
- (2) 原子力施設の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) モニタリング実施方法及び機器に関すること
- (6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- (7) 緊急時に市、県及び国等が講じる対策の内容
- (8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (9) 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること
- (10) その他緊急時対応に関すること

第 13 節 防災訓練等の実施

第 1 訓練計画の策定等

1 要素別訓練等の計画立案

市は、国、県、原子力事業者等関係機関の支援のもと、以下に掲げる訓練の実施計画を立案するものとする。

- (1) 災害対策本部等の設置運営訓練
- (2) 緊急時通信連絡訓練
- (3) 緊急時モニタリング訓練
- (4) 気象予測及び大気中拡散予測の活用訓練
- (5) 緊急被ばく医療訓練
- (6) 周辺住民に対する情報伝達訓練
- (7) 周辺住民避難訓練
- (8) 消防活動訓練・人命救助活動訓練

2 総合的な防災訓練の計画作成への参画

原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第 13 条に基づき行う総合的な防災訓練に当市が含まれる場合には、市は、住民避難及び住民に対する情報提供等、市が行うべき防災対策や、複合対策や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

第 2 訓練の実施

1 要素別訓練等の実施

市は、計画に基づき、国、県、原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的の実施するものとする。

2 総合的な防災訓練の実施

市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第 13 条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画に基づいて必要に応じ住民の協力を得て、国、県、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

第 3 実践的な訓練の実施と事後評価

1 実践的な訓練の工夫

市は、訓練を実施するに当たり、原子力規制委員会、事業者の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。

2 訓練の事後評価

市は、訓練を実施するに当たり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定め、行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

3 訓練方法及び事後評価の方法の見直し

市は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

第 14 節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。

- 1 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を都道府県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- 2 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。
- 3 県及び市は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第 15 節 災害復旧への備え

市は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、緊急事態の段階に応じた対策について示したものである。

第2節 情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び通信の確保

原子力発電所において事故が発生し、放射性物質又は放射線の異常な水準の放出による影響が周辺地域におよび又はおよぶおそれがある場合には、防災関係機関は相互に通報連絡を行うものとする。

第1 特定事象等発生情報等の連絡

市は、原子力規制委員会からの情報提供又は防護措置や協力が必要と認められる場合に係る通報を受けた場合は、通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

第2 応急対策活動情報の連絡

- 1 市は、県から情報を得るとともに、県から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。
- 2 市は、指定地方公共機関との間において、県から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。
- 3 市及び県は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。
- 4 市は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

第3 一般回線が使用できない場合の対処

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

第4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、県が実施する緊急時モニタリングに関し、職員を派遣するなど協力を行うものとする。また、派遣した職員を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努めるものとする。

第3節 活動体制の確立

第1 市の活動体制

1 事故対策のための警戒体制

(1) 警戒体制

市は、警戒事態に係る原子力規制委員会からの情報提供又は防護措置や協力が必要と認められる場合に係る通報を受けた場合は、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、事故対策のため警戒体制をとるものとする。

配備区分	配備時期	配備体制
特別警戒本部 (特別警戒配備)	警戒事態に係る原子力規制委員会からの情報提供又は防護措置や協力についての通報により警戒本部の設置が必要と認められる場合。	災害対策関係部課・支所の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる体制とする。

(2) 情報の収集

市は、警戒事態に係る原子力規制委員会からの情報提供又は防護措置や協力が必要と認められる場合、国・県との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

(3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設にて開催し、これに市の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣するものとする。

(4) 国等との情報の共有等

市は、派遣された職員に対し、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

(5) 警戒体制の解除

警戒体制の解除は、おおむね以下の基準によるものとする。

ア 事故対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

イ 災害対策本部が設置されたとき。

2 災害対策本部の設置等

(1) 市長は、特定事象（施設敷地緊急事態）に係る原子力規制委員会からの連絡又は原子力緊急事態宣言の発出（全面緊急事態）若しくは防護措置や協力に係る通報を受けた場合において、必要と認めた場合は、災害対策基本法第23条の2及び大崎市災害対策本部条例の規定に基づき、大崎市災害対策本部を設置するものとする。

なお、災害対策本部を設置した場合は、直ちに県に対し、この旨を報告するものとする。

配備区分	配備時期	配備体制
災害対策本部 (非常配備)	1 特定事象（施設敷地緊急事態）に係る原子力規制委員会からの連絡。 2 原子力緊急事態宣言の発出（全面緊急事態）。 3 原子力発電所に事故が発生し，防護措置や協力に係る通報を受けた場合において災害対策本部の設置が必要と認められる場合。 4 その他市長が必要と認めたとき。	災害応急対策に従事することができる全職員を配備し，組織の全力をあげて活動する体制とする。

(2) 災害対策本部の廃止は，おおむね以下の基準によるものとする。

ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

イ 災害対策本部長が，原子力施設の事故が終結し，緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

3 災害対策本部等の組織及び配備体制等

災害対策本部等の組織，配備体制，所掌事務等は，大崎市災害対策本部運営要綱による。

第2 専門家の派遣要請

市は特定事象（施設敷地緊急事態）に係る原子力規制委員会からの連絡又は原子力緊急事態宣言の発出（全面緊急事態）若しくは防護措置や協力に係る通報を受けた場合は，必要に応じ，あらかじめ定められた手続に従い，国に対して専門家の派遣を要請するものとする。

第3 応援要請及び職員の派遣要請等

1 応援要請

市は，必要に応じ，あらかじめ締結された応援協定等に基づき，他市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

市は，必要に応じ，県に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

2 職員の派遣要請等

市長は，緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは，指定地方行政機関の長に対し，職員の派遣を要請し，又は知事に対し，指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めるものとする。

市長は，緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは，指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し，放射線による人体の障害の予防，診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

第4 自衛隊の派遣要請等

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求するものとする。

また、市長は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求するものとする。

第5 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難がおおむね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

市は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもと汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

第6 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

1 防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理に配慮するとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

2 防護対策

(1) 市長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

(2) 市は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

3 防災業務関係者の放射線防護

(1) 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行うものとする。

(2) 市は、県と連携又は独自に職員の被ばく管理を行うものとする。

(3) 市の放射線防護を担う班は、対策拠点施設等において、必要に応じ県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請するものとする。

(4) 市は、応急対策活動を行う市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。

- (5) 市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

防災業務関係者の防護指標

防災業務関係者の業務区分	外部被ばくによる実効線量の上限
災害応急活動及び災害復旧活動を実施する場合	50m S v
事故現場において緊急作業を実施する者が、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合	100m S v 作業内容に応じて、必要がある場合 ・眼の水晶体について等価線量で 300m S v ・皮膚について等価線量で 1 S v

※ この他詳細については、放射線業務従事者の線量限度の規定に準ずる。

第4節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

第1 住民等への情報伝達活動

1 迅速・的確な情報提供

市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行うものとする。

2 例文の準備、情報の一元化

市は、住民等への情報提供に当たっては国及び県と連携し、あらかじめわかりやすい例文を準備するとともに、情報の一元化を図り、情報の発信元を明確にするものとする。

3 情報提供の定期性等

市は、利用可能な様々な情報伝達手段を活用して繰り返し広報するよう努めるものとし、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

4 適切な情報の提供

市は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムによる放射能

影響予測等)、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとし、市が行う情報伝達事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 事故の概要
- (2) 原子力発電所における対策状況
- (3) 災害の現況及び今後の予測
- (4) モニタリングの結果及び国による放射能影響予測等
- (5) 市及び県並びに国、防災関係機関の対策状況
- (6) 農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況
- (7) 住民等のとるべき措置及び注意事項
- (8) 交通規制、避難経路及び避難所
- (9) その他必要と認める事項

5 内容の確認

市は、原子力緊急事態宣言が発出された場合には、県、関係機関等に十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県及び周辺市町村と相互に連絡をとりあうものとする。

6 様々な情報伝達手段の活用

市は、情報伝達に当たって、防災行政無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等可能なかぎりのメディアを活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

7 住民等への周知

市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

第2 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。

また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

第3 広報及び指示伝達

1 住民等への広報

市は、県の指示を受け、又は状況に応じ、あらかじめ定めるところにより住民等に対して次の事項について広報を行うものとする。

- (1) 災害の現況及び今後の予測
- (2) 関係市町及び近隣市町村、県並びに国、防災機関の対策状況
- (3) 地区別の住民のとるべき措置及び注意事項
- (4) その他必要と認める事項

2 情報の指示・伝達

市は、住民等に対し、防災行政無線、広報車、立看板等のあらゆる広報手段を用いて必要な情報及び指示の伝達を行うものとする。

なお、要員及び資機材が不足する場合は、県に対し応援を要請することができる。

第5節 屋内退避、避難収容等の防護活動

第1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

1 屋内退避、避難の指示等の連絡、確認等

市は、事態の規模、時間的な推移に応じて国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、又は、国及び県と連携し、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を超え、又は超えるおそれがあると認める場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。

なお、市長は、指示案を伝達された場合には、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

2 避難やスクリーニング等の場所の情報提供

市は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、市はこれらの情報について、県及び原子力災害現地対策本部等に対しても情報を提供するものとする。

3 避難状況の確認

市は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。

また、避難状況の確認結果については、県及び原子力災害現地対策本部等に対しても情報を提供するものとする。

4 県との協議

市の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、受入れ先等について県と協議をするものとする。

第2 避難所

- 1 市は、県と連携し、緊急時に必要に応じ避難及びスクリーニング等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設するものとする。
- 2 市は、県と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市に提供するものとする。
- 3 市は、県と連携し、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- 4 市は、県と連携し、避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、市は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

なお、市は県と連携し、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。
- 5 市は、県と連携し、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- 6 市は、県と連携し、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- 7 市は、県と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅

のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

- 8 市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請するものとする。

第3 広域一時滞在

- 1 市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては県並びに当該市町村と協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。
- 2 市は、県に対し、必要に応じて、受入れ先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入れ能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請するものとする。
- 3 市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第4 安定ヨウ素剤の予防服用

市は、国が決定する方針に従い、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用するべき時機及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じるものとする。

第5 要配慮者等への配慮

- 1 市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難場所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。
- 2 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。

- 3 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。

第6 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

第7 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、避難させるものとする。

第8 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

市は、警戒区域もしくは避難の勧告又は指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう現地对策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

第9 飲食物、生活必需品等の供給

- 1 市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- 2 市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資を、被災者に対し供給するものとする。
- 3 市は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、国（物資関係省庁）や県、原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

第10 退避等の指示

1 警戒区域の設定

市長は、原子力緊急事態宣言が発出され県災害対策本部長（以下「県本部長」という。）から、県が定める防護対策地区内の住民等に対する退避等の指示を受けたときは、県本部長の指導・助言を得て、又は独自の判断により、災害対策基本法第63条の規定に基づき、必要に応じ、警戒区域を設定するものとする。

2 市が講じておく措置

市は、退避等の場合において、住民等が心理的な動揺と混乱を起こすことなく指示に従って行動ができるようあらかじめ次の事項を把握し、又は定めておき、これを基に退避等措置計画を定めておくものとする。

- (1) 第1章第6節に定めるPPAに属する行政区ごとに把握し、又は定めておく事項
 - ア 人口
 - イ 地区の連絡責任者
 - ウ 避難場所（名称，所在地，収容可能人員数）
 - エ コンクリート屋内退避施設（名称，所在地，収容可能人員数）
 - オ 自家用車数
 - カ 移送を要する推定人員
 - キ その他必要な事項
- (2) 広域避難等のために定めておく事項
 - ア 集合場所
 - イ 避難経路及び避難方法
 - ウ その他必要な事項

3 屋内退避

市長は、県本部長から屋内退避の指示を受けたとき又は独自の判断により、あらかじめ定める退避等措置計画に基づき、防護対策地区内の住民等に対して速やかに屋内退避をするように指示するものとする。

4 コンクリート屋内退避又は避難

- (1) 市長は、県本部長からコンクリート屋内退避又は避難の指示を受けたとき又は独自の判断により、あらかじめ定める退避等措置計画に基づき、退避（避難）所、経路、集合場所等を決定するとともに、防護地区内の住民等に対し、コンクリート屋内退避又は避難の措置を講ずるものとし、特に乳幼児や妊婦及びその付添人を優先するとともに、付添人の数は必要最小限にとどめるよう指示するものとする。
- (2) 市長は、防護対策地区内の学校、公共施設等の施設に係るコンクリート屋内退避又は避難について、特に当該施設の管理者及び関係防災機関との連絡を密にし、住民等に適切かつ明確な指示を与えて実施するよう配慮するものとする。

第11 退避等の方法

1 屋内退避

- (1) 屋内退避の指示があった場合、原則として住民は自宅内にとどまるものとする。
- (2) 市長は、防護対策地区内の戸外にいる住民等に対し、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。
- (3) 市長は、防災行政無線等の広報手段を用いて災害の状況を迅速かつ適切に広報して、民心の安定に努めるものとする。

2 コンクリート屋内退避又は避難

- (1) 市長は、県本部長からの指示を受け、住民等に対しコンクリート屋内退避を指示するときは、あらかじめ定めるコンクリート屋内退避所を指定するものとする。この場合において、退避は原則として住民等が各自の行動によるものとし、携行品は最小限にとどめ、また、自家用車等はできるだけ使用しないよう指示するものとする。
- (2) 市長は、コンクリート屋内退避所を指定したときは、あらかじめ定める職員を派遣して退避者の保護に当たらせるものとする。
- (3) 市長は、県本部長からの避難の指示を受け、住民等に対して避難を指示するときは、あらかじめ定める退避等措置計画に基づき、住民等の集合場所を指定し、消防職団員又は警察官の誘導のもとに住民等を集合させるものとする。
- (4) 市長は、集合場所から避難所への住民等の輸送については、県及び県の要請に基づく防災関係機関の車両等の応援を受けて、また、必要に応じ、避難を必要とする地区内の乗合自動車の所有者等の協力を得て、あらかじめ定める退避等措置計画により実施するものとする。
- (5) 市長は、コンクリート屋内退避又は避難の措置を実施するに当たって、自力で退避又は避難のできない者等の救出に特に留意するものとする。
- (6) 市長は、コンクリート屋内退避又は避難の措置を講じた場合においては、避難等誘導責任者、避難所責任者等を通じて退避又は避難の措置の実施状況を把握しておくものとする。

3 被ばくの低減

市長は、退避等に際して、被ばく低減のため、退避等を行う住民等に対してマスク及び外衣の着用、屋内の気密性の保持などの必要な注意を促すものとする。また、コンクリート屋内退避又は避難の誘導の任に当たる者もこの旨を適宜伝達するものとする。

第12 周辺市町村への避難

- 1 市長は、県本部長から周辺市町村への避難の指示を受けたときは、その旨を速やかに住民等に指示し、避難者の輸送に努めるとともに、避難所に職員を派遣して、受入れ市町村との連絡お避難者の指導等に当たらせるものとする。
- 2 市長は、避難を要する住民等を指定集合場所に集合させ、避難の優先順位の高い者から順に輸送するものとする。

第13 他市町村からの避難者の受入れ

市長は、県本部長から他の市町村からの避難者の受入れ要請があったときは、地域防災計画に定める指定避難所の中から、県本部長が指定する施設を避難所として提供し、必要な協力活動を実施するものとする。

第14 退避等の誘導

退避等の誘導は、警察官及び消防職団員があたり、防護対策地区ごとに実施するものとする。この場合、退避等の誘導に当たる者は、災害対策本部と密接な連絡をとるものとする。

第 15 立入制限等の措置

市長は、県本部長の指示に基づき又は独自の判断により、防護対策地区内における退避中の住民・防災業務関係者以外の者及びその保有車両等の立ち入りの禁止を、警戒区域におけるこれらの者及び車両等の立ち入りを制限するものとする。

第 16 治安の確保等

市は、応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるものとする。

第 17 火災の予防

市は、国及び県と協力の上、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防にも努めるものとする。

第 18 飲食物の摂取制限等

1 飲食物の検査

市は、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

2 摂取制限等の措置

市は、原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

3 飲料水及び飲食物の供給

市長は、県本部長から飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を指示されたときは、市地域防災計画第 2 編第 3 章第 15 節の「食料、飲料水及び生活物資調達供給活動」に基づき、県と協力して関係住民等への応急措置を講ずるものとする。

第6節 緊急輸送活動

第1 緊急輸送活動

1 緊急輸送の範囲及び順位

緊急輸送の範囲は以下のものとし、市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

第1順位 ○人命救助、救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材の輸送

○負傷者の輸送

○対応方針を定める少人数グループのメンバーの輸送

第2順位 ○コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員及び資機材の輸送

○避難者の輸送（緊急性の高い区域から優先的に避難）

○災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送

第3順位 ○緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送

第4順位 ○住民の生活を確保するために必要な物資の輸送（飲料水、飲食物、衣類等）

第5順位 ○その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

2 緊急輸送体制の確立

(1) 市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

(2) 市は、人員、車両等の調達に関して、関係機関のほか、県を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ県や周辺市町村に支援を要請するものとする。

第2 緊急輸送のための交通確保

市道路管理者は、交通規制に当たる県警察と相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとるものとする。

第7節 救助・救急、消火及び医療活動

第1 救助・救急及び消火活動

1 資機材の確保

市は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。

2 応援要請

市は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、他市町村、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

3 応援要請時の留意事項

応援要請時には以下の事項に留意するものとする。

- (1) 救急・救助及び火災の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間
- (2) 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- (3) 市への進入経路及び集結（待機）場所
- (4) その他

第2 医療措置

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとする。

第8節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策

核燃料物質等の運搬中の事故については、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性を踏まえ、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者並びに国が主体的に防災対策を行うこととされている。

運搬中に事故が発生した場合は、当該運搬を委託した原子力事業者及び原子力事業者から当該運搬を委託された者が必要な応急対策を講ずるとともに、国（放射性物質安全輸送関係省庁）は、放射性物質輸送事故対策会議（特定事象に至った場合には、関係省庁事故対策連絡会議）の開催、国の職員及び専門家の現地への派遣等を行うことになる。

市は、当該運搬を委託した原子力事業者、国、県、防災県警機関等と協力して、以下の初動対応を踏まえつつ、前節までの緊急事態応急対策に準じた応急対策を講ずるものとする。

第1 当該運搬を委託した原子力事業者のとりべき措置

1 事故発生等の通報連絡

原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、直ちに市、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、国土交通省、事故発生場所を管轄する消防署、警察署等に特定事象発生通報様式を用いて文書を送信するものとする。更に、主要な機関等に対してはその着信を確認する。

2 原子力事業者の応急措置

原子力事業者は、運搬に係る事故が発生した場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者、事故発生場所を管轄する警察署、消防署と協力して、必要な措置を実施する。

第2 市のとりべき措置

市は、事故の通報を受けた場合は、県と協力して事故状況の把握に努め、国の指示に基づき事故現場周辺の住民等の安全を確保するために必要な措置を実施するものとする。

第9節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、市は、適切に対応する。

第1 ボランティアの受入れ

市は、国、県及び関係団体と協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意するとともに老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮し、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

また、女性ボランティアの活動中の安全が確保されるように配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行うものとする。

第2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

1 義援物資の受入れ

市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需要状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

2 義援金の受入れ

市は、県と十分協議の上、義援金の配分について定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、できるかぎり迅速な配分に努めるものとする。

第10節 行政機関の業務継続に係る措置

- 1 市は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。
- 2 市は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。なお、避難区域を見直した場合は、その旨を県に報告するものとする。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第5節 各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、住民等の退避等土地並びに立ち入り制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の出荷制限等各種制限措置の解除を行うものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

第6節 災害地域住民に係る記録等の作成

第1 災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。

第2 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

第7節 被災者等の生活再建等の支援

- 1 市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。
 - 2 市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できるかぎり総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。
 - 3 市は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。
-

第8節 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

第9節 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第 10 節 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び内部被ばく線量を検査するための体制を整備し実施するものとする。